令和９年４月から小・中学校に入学予定のお子さまをもつ保護者さま





小・中学校への入学にあたり
『就学援助』の申請を受け付けています！

『就学援助』では、経済的な理由により、学用品代などの支払いにお困りの世帯に対して、学用品費・入学準備金などの支援を行っています。

入学準備金を入学前の3月中に支給します！

小学校	中学校
64,300円	81,000円

対象者	令和9年4月から小・中学校に入学予定のお子さまをもつ保護者さま
入学準備金 支給額	小学校：64,300円　中学校：81,000円 ※ 金額については、国の支給単価見直し等により変動することがあります。
申請期間	令和9年1月4日（月）～令和9年1月29日（金） ※ 受付期間を過ぎた場合は3月以降の受付となり、入学準備金は入学後の支給となります。
審査結果発送・支給時期	令和9年3月中（入学前）

1月29日（金）までに申請すると、入学準備金を3月中に支給します。
1月に入学準備金を申請し認定された方は、令和9年度の就学援助も対象となるため、入学後の再申請は不要です。

申請先　お子さまの入学先をご確認ください

入学先	申請先
福岡市立小学校	4月に入学予定の小学校
福岡市立中学校	現在通学している小学校　※入学先の中学校では申請できません。
国・県立 小・中学校	教育委員会 教育支援課 ※学校では申請できません。申請の際は、合格通知をご提出ください。

福岡市立小・中学校に入学予定の方は、教育支援課の窓口・郵送でも申請できます。
〒810-8621　福岡市中央区天神一丁目8番1号　福岡市教育委員会 教育支援課 あて
令和9年1月29日（金）必着　（配達状況を確認できる方法で郵送してください。※郵送料は保護者負担）

対象外
- 私立小・中学校に入学予定の方
- 令和9年3月末までに福岡市外・福岡県外へ転出予定の方

別制度
- 生活保護を受給中の方　⇒　保護費から支給されます
- 特別支援学校に入学予定の方　⇒　学校へお問い合わせください

※ 私立小学校から福岡市立中学校へ入学予定の方
3月以降の受付となり、入学準備金は入学後の支給となります。今回の「入学前申請」の対象ではありません。

入学準備金の支給時期　※　2月は就学援助の申請を受付しておりません。

1月4日 から 1月29日 までに申請　⇒　**入学前の3月中に支給します！**
3月1日 から 5月31日 までに申請　⇒　入学後の5月末以降に支給します

就学援助の認定要件

次の①から⑥までの要件のいずれかに該当するときは、就学援助を受けることができます。

	認 定 要 件	申請に必要な証明書等
①	**生活保護の廃止・停止**を受けたが現在も経済的に困っている世帯	**生活保護の停止・廃止決定通知書**
②	**市県民税が非課税**である または **減免**の適用を受けている世帯	**証明書等は原則提出不要(※1)**
③	**国民年金** または **国民健康保険の保険料**の**全額減免**を受けている世帯 ※「国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置」は対象外	**国民年金保険料免除申請承認通知書** **国民健康保険料減免承認決定通知書** など(全額減免が確認できる書類)
④	**職業安定所登録の日雇労働者**の方 または 1か月以内に**生活福祉資金制度の貸付**を受けた方	**日雇労働被保険者手帳** **生活福祉資金貸付決定通知書** など
⑤	ひとり親家庭等で**児童扶養手当**を受けている方 (児童手当・特別児童扶養手当とは異なります)	**証明書等は原則提出不要(※2)**
⑥	**市県民税の課税所得金額**が基準額以下の世帯	**証明書等は原則提出不要(※1)**

市県民税の課税所得金額の基準(R8年度)

16歳未満のお子さまの人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
基準額(円)	1,165,000	1,519,000	1,982,000	2,365,000	2,895,000	3,206,000

16歳未満のお子さま … 平成22(2010)年1月2日から令和8(2026)年1月1日までに生まれたお子さま

申請に必要な証明書等について

※1 ②・⑥に該当する方

令和8年1月1日時点で福岡市に住民票がある場合は、原則として証明書等の提出は不要です。
福岡市に住民票がない場合は、同日時点の住所地の市区町村で、市県民税の非課税・減免または課税所得金額を確認できる証明書を取得し、ご提出ください。

※2 ⑤に該当する方

申請日前3か月以内に、福岡市で児童扶養手当の受給を開始した場合は、児童扶養手当証書をご提出ください。

申請にあたっての注意

● 証明書等の必要部数
証明書等は、ひとり親家庭等の場合を除き、**保護者(父母)2人分**が必要です。お子さまを父母以外の方が扶養している場合は、その方の証明書等が必要です。

● 税(所得)の申告
収入がない場合も、税(所得)の申告をしていなければ審査を行うことができません。税(所得)の申告をしていない場合(給与所得のみで年末調整済みの方を除く。)は、就学援助の申請を行う前に、税務署等で申告してください。

● 証明書等の取得に時間がかかる場合
証明書等の取得に時間がかかる場合は、**小学校または教育支援課**へご相談ください。

● 特別な事情により収入が減少した場合
①から⑥までに該当しない場合でも、特別な事情により令和8年の年間収入が前年から減少した方は、令和8年の年間収入で審査できる場合があります。詳細は教育委員会教育支援課にお問い合わせください。<学校・郵送では手続きできません!>

就学援助の申請に必要な書類

1.当てはまる認定要件の証明書等 要件②・⑤・⑥に当てはまる方は原則として不要
2.就学援助申請書 学校で配布 または 福岡市ホームページからダウンロード
3.振込先口座が分かるもの 通帳またはキャッシュカードの写し

※ 前年度から継続して申請する世帯であっても、新小学1年生のお子さまのいる世帯は通帳等の写しが必要です。

【問い合わせ先】
4月に入学予定の小中学校 または
教育委員会教育支援課 (電話:092-711-4693)

詳細はこちら
『福岡市 就学援助』で検索
または QRコードから